

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京都府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目次

告示	ページ
○落札者の決定 (府有資産活用課)	503
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (山城北保健所)	〃
○京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (高齢者支援課)	504
○保安林の指定解除予定の通知 (山城広域振興局)	505
○公共測量の終了 (用地課)	〃
○道路の区域変更 (南丹土木事務所、中丹西土木事務所)	506
公告	
○土地改良区の定款変更の認可 (農村振興課)	〃

○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	506
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (山城北土木事務所)	507
○都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃)	〃
○都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (〃)	〃
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	〃
正誤	
○令和3年7月2日付け京都府公報第221号中	〃

告示

京都府告示第396号

落札者を次のとおり決定した。

令和3年7月13日

京都府知事 西脇 隆俊

- 委託業務の名称及び数量
京都府庁本庁庁舎の清掃業務 一式
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府総務部府有資産活用課

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

- 落札決定日
令和3年6月18日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社グローバルステージ
東京都港区芝一丁目14番4号
- 落札金額
26,884,000円
- 契約の方法
一般競争入札
- 入札公告日
令和3年5月7日

京都府告示第397号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和3年7月13日

京都府知事 西脇 隆俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
宇治市宇治里尻32の9の一部（次の図に示す部分に限る。）	鉛及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第398号

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱（平成22年京都府告示第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「（高齢障害者向けの感染症予防の広報・啓発経費支援事業を除く。）」を削る。

別表第2の2の項を次のように改める。

2 介 護施 設等 にお ける 新型 コロ ナウ イル ス感 染拡 大防 止対 策支 援事 業	(1) 簡易陰圧 装置設置経 費支援	市町村	補助金の交付の申請に係る補助対象施設（国基金要領別記1-1の2の(6)のアのイ)に規定する対象施設等をいう。）ごとに知事が必要と認める台数に432万円を乗じて得た額	簡易陰圧装置の設置又は感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備をするために必要な工事費若しくは工事請負費、工事事務費又は備品購入費に該当するもの（市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が簡易陰圧装置設置経費支援、ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援、従来型個室・多床室のゾーニング経費支援又は2方向から出入りすることができる家族面会室の整備経費支援を実施するために要する経費に対して市町村が交付する補助金に要する経費)	10分の10
	(2) ユニット 型施設の各 ユニットへ の玄関室設 置による ゾーニング 経費支援		補助金の交付の申請に係る補助対象施設（国基金要領別記1-1の2の(6)のイのイ)に規定する対象施設等をいう。）ごとに1箇所当たり100万円		
	(3) 従来型個 室・多床室 のゾーニン グ経費支援		補助金の交付の申請に係る補助対象施設（国基金要領別記1-1の2の(6)のイのイ)に規定する対象施設等をいう。）ごとに1箇所当たり600万円		

	(4) 2方向から出入りすることができる家族面会室の整備経費支援		補助金の交付の申請に係る補助対象施設（国基金要領別記1-1の2の(6)のイの(イ)に規定する対象施設等をいう。）ごとに1施設当たり350万円		
	(5) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援		補助金の交付の申請に係る補助対象施設（国基金要領別記1-1の2の(6)のウの(イ)に規定する対象施設等をいう。）ごとに定員1人当たり97万8,000円	介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費若しくは工事請負費又は工事事務費（市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業を実施するために要する経費に対して市町村が交付する補助金に要する経費）	

別表第2の3の項中「又は工事請負費及び」を「若しくは工事請負費又は」に、「補助金を交付するため」を「交付する補助金」に改める。

附 則

この告示は、令和3年7月13日から施行し、同年4月1日以後に実施された事業に係る補助金から適用する。



京都府告示第399号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和3年7月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所
相楽郡南山城村大字北大河原小字野殿坂15の18（次の図に示す部分に限る。）、15の22
- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、南山城村役場においてその図面を閲覧することができる。）



京都府告示第400号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和2年京都府告示第697号）が令和3年5月31日終了した旨測量計画機関の長である国土交通省近畿地方整備局長から通知があった。

令和3年7月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
京都府の一部



京都府告示第401号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和3年京都府告示第55号）が令和3年5月31日終了した旨測量計画機関の長である亀岡市大井町南部土地区画整理組合理事長から通知があった。

令和3年7月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

亀岡市大井町並河の一部



京都府告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和3年京都府告示第194号）が令和3年3月15日終了した旨測量計画機関の長である福知山市長から通知があった。

令和3年7月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

福知山市三和町及び大江町地内



京都府告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和3年京都府告示第195号）が令和3年3月31日終了した旨測量計画機関の長である長岡京市長から通知があった。

令和3年7月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域

長岡京市開田一丁目地内



京都府告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和3年7月13日から令和3年7月27日まで縦覧に供する。

令和3年7月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 429号
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
福知山市字拝師小字三国1829の1から	前	最小 7.1 ^m 最大 15.1	315.5 ^m
	後	最小 12.2 最大 21.4	

- (4) 縦覧場所 京都府中丹西土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 茨木亀岡線
- (3) 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
亀岡市東別院町小泉小曾1の8から	前	最小 6.0 ^m 最大 41.2	240.0 ^m
	後	最小 24.2 最大 55.1	

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、京都市東山土地改良区の定款の変更を令和3年7月2日認可した。

令和3年7月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊



城陽市から宇治都市計画地区計画（東部丘陵地奈島地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和3年7月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

宇治田原町から宇治田原都市計画地区計画（宇治田原インター北地区）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和3年7月13日
京都府知事 西 脇 隆 俊

城陽市から宇治都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和3年7月13日
京都府知事 西 脇 隆 俊

城陽市から宇治都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和3年7月13日
京都府知事 西 脇 隆 俊

城陽市から宇治都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府山城北土木事務所において縦覧に供する。

令和3年7月13日
京都府知事 西 脇 隆 俊

城陽市から宇治都市計画地区計画（東部丘陵地青谷地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和3年7月13日
京都府知事 西 脇 隆 俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年7月13日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
長岡京市天神三丁目201、201の1、201の8、201の10
（関連区域）
長岡京市天神三丁目201の2の一部、201の3の一部、201の4の一部、201の5、201の6、201の7の一部、201の9の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
向日市上植野町落堀17の1
四辻木材興業株式会社

正 誤

令和3年7月2日付け京都府公報第221号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
450	下から5	49の一部	48の一部、49の一部